

## 特定外来生物の侵入を防止するための水際対策強化を求める意見書

近年、輸入品の多様化や輸入量の増加に伴い、物品やコンテナ等に付着して特定外来生物が国内に侵入する事例が増加している。特に毒性と攻撃性の強いヒアリは、輸入されたコンテナや貨物に付着して侵入し、平成29年6月に名古屋港鍋田ふ頭（弥富市）コンテナターミナル内のコンテナ外部で初めて確認された。この事例を含め、以降、愛知県では15の事例が確認され、直近では令和4年6月に名古屋港鍋田ふ頭（弥富市）コンテナヤードで確認されており、国内での定着が強く懸念されている。

こうした状況に対する対策強化のため、令和4年5月の法改正により、発見し次第、緊急の対処が必要な特定外来生物全般について、「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定し、通関後の物品等の検査や移動禁止命令等の規制権限が拡充されることとなり、ヒアリ類の指定が想定されている。

しかし、ヒアリは一旦定着すると根絶が極めて困難であり、生態系や農業・生活・健康などへ深刻な影響を及ぼすことから、世界で唯一ヒアリの根絶に成功したニュージーランドの経験を参考に、侵入を防止するための水際対策の一層の強化が必要である。

また、ヒアリが確認されたコンテナの積出港の多くが中国（特に南部）であることから、輸入元による対策強化のため、国際連携の一層の強化も必要である。

よって、国に対し、特定外来生物の中でも人的被害が懸念される種の侵入・定着を防ぎ、国民の安心・安全を確保するため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 特定外来生物の侵入を防ぐ一層の強化策として、海上コンテナ等による輸入品の検疫について、ニュージーランドと同等の検疫を行うなど、厳格化したルールを適用すること
- 2 特定外来生物が確認されたコンテナの積出港が所在する国に対して、輸出時における侵入防止対策の強化を重ねて要請すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月21日

東海市議会議長 加藤 菊 信